

日本版DMO 登録証授与について

NO.12



【運輸部】



▲(左から)沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 平敷課長、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー 市原事務局次長、平良会長、沖縄総合事務局 仲程次長、嘉村運輸部長

観光庁では、観光地域づくりの舵取り役となる日本版DMOの形成・確率を支援するため、平成27年11月に日本版DMO登録制度を創設しています。制度の登録を受けた法人に対しては、内閣府の地方創生推進交付金による支援の対象となりうることに加え、観光庁をはじめとする関係省庁で構成される「日本版DMO」を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チームを通じて重点的支援を実施することになっています。

(一財)沖縄観光コンベンションビューロー(会長:平良 朝敬)は平成29年9月に「日本版DMO(広域連携)候補法人」に認定登録されていましたが、この度、平成30年3月30日付けで「日本版DMO(広域連携DMO)」に正式に登録されました。沖縄県全域のマーケティング及びマネジメントの役割を担う広域連携DMO法人として期待されます。

運輸部企画室

☎098-866-11812

参考情報

DMOとは、「Destination Management/Marketing Organization」の略称で、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。

